

(その1)

収支報告書

令和6年分
開催分

(ふりがな) わせだゆきこうえんかい

1 政治団体の名称 早稲田夕季後援会

2 主たる事務所の所在地 神奈川県鎌倉市雪ノ下2-12-10

3 代表者の氏名
(姓) 早稲田 (名) 夕季

4 会計責任者の氏名
(姓) 早稲田 (名) 摂生

事務担当者の氏名

(姓) 河野 (名) 友紀子

(電話) 0467-24-0573

(電話)

(電話)



国93 7245 N 留

政治団体の区分	
☐ 政党	☐ 政治資金規正法第18条の2第1項
☐ 政党の支部	の規定による政治団体
☐ 政治資金団体	☒ その他の政治団体
	☐ その他の政治団体の支部

活動区域の区分	
☐ 2以上の都道府県の区域等	☒ 同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無	
☒ 有	
☐ 無	
公職の種類 衆議院議員	
(現職・候補者の別)	(現職)
資金管理団体の届出をした者の氏名	(姓) (名)
	早稲田 夕季

国会議員関係政治団体の区分	
☒ 政治資金規正法第19条の7第1項	
第1号に係る国会議員関係政治団体	
☒ 政治資金規正法第19条の7第1項	
第2号に係る国会議員関係政治団体	
公職の候補者(姓) (名)	
の氏名	早稲田 夕季
公職の種類 衆議院議員	
(現職・候補者の別)	(現職)
公職の候補者(姓) (名)	
の氏名(2人目)	
公職の種類	
(現職・候補者の別)	
公職の候補者(姓) (名)	
の氏名(3人目)	
公職の種類	
(現職・候補者の別)	

資金管理団体の指定の期間	
	から
	まで
(※複数の期間がある場合2つめ以降の期間)	

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間	
	から
	まで
(※複数の期間がある場合2つめ以降の期間)	

(その2)

収 支 の 状 況

1 収支の総括表

収 入 総 額	4,376,294	✓
(前年からの繰越額)	2,174,194	✓
(本年の収入額)	2,202,100	✓
支 出 総 額	3,288,241	✓
翌年への繰越額	1,088,053	✓

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費		
金 額		0
員 数 (党費又は会費を納入した人の数)		0

(2) 寄 附		
ア 寄附(イを除く。)の区分	金 額	備 考
(ア) 個人からの寄附	1,602,100	
(うち特定寄附)	0	
(イ) 法人その他の団体からの寄附	0	
(ウ) 政治団体からの寄附	600,000	✓
小 計 (ア) + (イ) + (ウ)	2,202,100	✓
(寄附のうち寄附のあつせんによるもの)	0	
イ 政党匿名寄附	0	
合 計 (ア + イ)	2,202,100	✓

(その7)

(7) 寄 附 の 内 訳				寄附者の区分	1. 個人	
行番号	寄附者の氏名 (団体にあっては、その名称)	金 額	年 月 日	住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	職業(団体にあっては、代表者の氏名)	備 考
1	佐藤吉朗 /	10,000	R6/1/26 /	鎌倉市西鎌倉3-9-8 /	無職	
2	山田敏之 /	30,000	R6/5/22 /	横浜市栄区本郷台5-30-12 /	会社員	
3	古山到 /	50,000	R6/9/9 /	横浜市栄区笠間3-45 J-403 /	無職	
4	芳野由利 /	100,000	R6/9/28 /	千葉県柏市柏5-3-11-1106	税理士・保育所園長	
5	今市眞知子 /	30,000	R6/10/29	鎌倉市小町2-7-25 /	無職	
6	早稻田夕季 /	1,000,000	R6/10/30	鎌倉市雪ノ下2-12-10 /	衆議院議員	
7	廣田芳光 /	10,000	R6/11/12 /	逗子市小坪1-32-6 /	事務員	
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	こ の 頁 の 小 計	1,230,000	/			
	そ の 他 の 寄 附	372,100	/			
	合 計	1,602,100	/			

(その7)

(7) 寄 附 の 内 訳				寄附者の区分	3. 政治団体	
行番号	寄附者の氏名 (団体にあつては、その名称)	金 額	年 月 日	住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	職業(団体にあつては、代表者の氏名)	備 考
1	立憲民主党神奈川県総支部連合会	500,000	R6/9/13	横浜市中区相生町4-69 関内和孝ビル2F	青柳陽一郎	
2	国のかたち研究会	100,000	R6/10/9	東京都武蔵野市中町1-2-9-302	菅直人	
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	こ の 頁 の 小 計	600,000				
	そ の 他 の 寄 附	0				
	合 計	600,000				

(その13)

3 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表			
項 目	金 額	備 考	
		本部又は支部に対して 供与した交付金に係る支出	
1 経 常 経 費			
(1) 人 件 費	0	0	
(2) 光 熱 水 費	0	0	
(3) 備 品 ・ 消 耗 品 費	288,692	0	
(4) 事 務 所 費	1,722,628	0	
小 計	2,011,320	0	
2 政 治 活 動 費			
(1) 組 織 活 動 費	1,017,651	0	
(2) 選 挙 関 係 費	0	0	
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費	259,270	0	
ア 機関紙誌の発行事業費	0	0	
イ 宣 伝 事 業 費	259,270	0	
ウ 政治資金パーティー開催事業費	0	0	
エ そ の 他 の 事 業 費	0	0	
(4) 調 査 研 究 費	0	0	
(5) 寄 附 ・ 交 付 金	0	0	
(6) そ の 他 の 経 費	0	0	
小 計	1,276,921	0	
合 計	3,288,241		

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳			項 目 別 区 分		3. 備品・消耗品費	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあつては、主 たる事務所の所在地)	備 考
1	メンテナンス料(デイス) ✓	10,430	R6/1/15✓	(株)ホンダセンター湘南 ✓	鎌倉市台2015 ✓	
2	デイス バッテリー交換✓	17,050	R6/4/17✓	(株)ホンダセンター湘南✓	鎌倉市台2015 ✓	
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	こ の 頁 の 小 計	27,500				
	そ の 他 の 支 出	261,192				
	合 計	288,692✓				

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳			項 目 別 区 分		4. 事務所費	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備 考
1	事務所家賃(2月分) ✓	60,000	R6/1/25	春藤幸江 ✓	鎌倉市御成町5-41 ✓	
2	駐車場代(2月分) ✓	22,000	R6/2/21 ✓	ホテルニューカマクラ ✓	鎌倉市御成町13-2 ✓	
3	事務所家賃(3月分) ✓	60,000	R6/2/22	春藤幸江 ✓	鎌倉市御成町5-41 ✓	
4	駐車場代(3月分) ✓	22,000	R6/2/27 ✓	ホテルニューカマクラ ✓	鎌倉市御成町13-2 ✓	
5	駐車場代(安保駐車場)4月分 ✓	20,000	R6/3/22 ✓	安保和俊 ✓	鎌倉市御成町9-1 ✓	
6	駐車場新規契約敷金 ✓	20,000	R6/3/22 ✓	(有)御成不動産 ✓	鎌倉市御成町13-22 ✓	
7	駐車場新規契約仲介手数料	19,800	R6/3/22	(有)御成不動産 ✓	鎌倉市御成町13-22 ✓	
8	事務所家賃(4月分) ✓	60,000	R6/3/25 ✓	春藤幸江 ✓	鎌倉市御成町5-41 ✓	
9	駐車場代(安保駐車場)5月分	20,000	R6/4/22 ✓	(有)御成不動産 ✓	鎌倉市御成町13-22 ✓	
10	事務所家賃(5月分) ✓	60,000	R6/4/25 ✓	春藤幸江 ✓	鎌倉市御成町5-41 ✓	
11	駐車場代(安保駐車場)6月分 ✓	20,000	R6/5/21 ✓	(有)御成不動産 ✓	鎌倉市御成町13-22 ✓	
12	事務所家賃(6月分) ✓	60,000	R6/5/27	春藤幸江 ✓	鎌倉市御成町5-41 ✓	
13	駐車場代(安保駐車場)7月分 ✓	20,000	R6/6/24	(有)御成不動産 ✓	鎌倉市御成町13-22 ✓	
14	駐車場代(三九駐車場H)6,7月分 ✓	34,000	R6/6/25 ✓	三谷孝夫 ✓	鎌倉市御成町8-39 ✓	
15	事務所家賃(7月分) ✓	60,000	R6/6/25	春藤幸江 ✓	鎌倉市御成町5-41 ✓	
	こ の 頁 の 小 計	557,800	✓			

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳			項 目 別 区 分		4. 事務所費	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考
16	駐車場代(安保駐車場)8月分	20,000	R6/7/22	(有)御成不動産	鎌倉市御成町13-22	
17	駐車場代(三九駐車場H)8月分	20,000	R6/7/22	三谷孝夫	鎌倉市御成町8-39	
18	事務所家賃(8月分)	60,000	R6/7/25	春藤幸江	鎌倉市御成町5-41	
19	駐車場代(安保駐車場)9月分	20,000	R6/8/21	(有)御成不動産	鎌倉市御成町13-22	
20	駐車場代(三九駐車場H)9月分	20,000	R6/8/21	三谷孝夫	鎌倉市御成町8-39	
21	事務所家賃(9月分)	60,000	R6/8/26	春藤幸江	鎌倉市御成町5-41	
22	駐車場代(安保駐車場)10月分	20,000	R6/9/24	(有)御成不動産	鎌倉市御成町13-22	
23	駐車場代(三九駐車場H)10月分	20,000	R6/9/24	三谷孝夫	鎌倉市御成町8-39	
24	事務所家賃(10月分)	60,000	R6/9/25	春藤幸江	鎌倉市御成町5-41	
25	駐車場代(安保駐車場)11月分	20,000	R6/10/21	(有)御成不動産	鎌倉市御成町13-22	
26	駐車場代(三九駐車場H)11月分	20,000	R6/10/21	三谷孝夫	鎌倉市御成町8-39	
27	事務所家賃(11月分)	60,000	R6/10/25	春藤幸江	鎌倉市御成町5-41	
28	駐車場代(安保駐車場)12月分	20,000	R6/11/21	(有)御成不動産	鎌倉市御成町13-22	
29	駐車場代(三九駐車場H)12月分	20,000	R6/11/21	三谷孝夫	鎌倉市御成町8-39	
30	事務所家賃(12月分)	60,000	R6/11/25	春藤幸江	鎌倉市御成町5-41	
	こ の 頁 の 小 計	500,000				

(その14)

行番号	(2) 経常経費 (人件費を除く。) の内訳		項 目 別 区 分		4. 事務所費	
	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備 考
31	駐車場代(安保駐車場)1月分	20,000	R6/12/23	㈲御成不動産	鎌倉市御成町13-22	
32	駐車場代(三九駐車場H)1月分	20,000	R6/12/23	三谷孝夫	鎌倉市御成町8-39	
33	事務所家賃(1月分)	60,000	R6/12/25	春藤幸江	鎌倉市御成町5-41	
34	後納郵便(3月分)	28,056	R6/4/19	日本郵便㈱	東京都千代田区大手町2-3-1	
35	報酬(1月分)	20,000	R6/1/25	小金丸良	鎌倉市雪ノ下1-15-19	
36	報酬(2月分)	20,000	R6/2/22	小金丸良	鎌倉市雪ノ下1-15-19	
37	報酬(3月分)	20,000	R6/3/25	小金丸良	鎌倉市雪ノ下1-15-19	
38	報酬(4月分)	20,000	R6/4/25	小金丸良	鎌倉市雪ノ下1-15-19	
39	自動車保険(テイズ)	69,540	R6/5/8	損害保険ジャパン㈱	東京都新宿区西新宿1-26-1	
40	報酬(5月分)	20,000	R6/5/24	小金丸良	鎌倉市雪ノ下1-15-19	
41	監査報酬	19,958	R6/5/30	小林祐二	鎌倉市岡本2-2-1-323	
42	監査報酬	68,000	R6/6/6	矢野直子	鎌倉市岡本2-13-23-301	
43	報酬(6月分)	20,000	R6/6/25	小金丸良	鎌倉市雪ノ下1-15-19	
44	報酬(7月分)	20,000	R6/7/25	小金丸良	鎌倉市雪ノ下1-15-19	
45	報酬(8月分)	20,000	R6/8/23	小金丸良	鎌倉市雪ノ下1-15-19	
	こ の 頁 の 小 計	445,554				

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳			項 目 別 区 分		4. 事務所費	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあつては、主 たる事務所の所在地)	備 考
46	報酬(9月分)	20,000	R6/9/25	小金丸良	鎌倉市雪ノ下1-15-19	
47	報酬(10月分)	20,000	R6/10/25	小金丸良	鎌倉市雪ノ下1-15-19	
48	報酬(11月分)	20,000	R6/11/25	小金丸良	鎌倉市雪ノ下1-15-19	
49	報酬(12月分)	20,000	R6/12/25	小金丸良	鎌倉市雪ノ下1-15-19	
50	車検代(デイズ) /	104,502	R6/12/26	（株）ホンダ・センター湘南 /	鎌倉市台2015 /	
51						
	こ の 頁 の 小 計	184,502	/			
	そ の 他 の 支 出	34,772	/			
	合 計	1,722,628	/			

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		1. 組織活動費	
					行事・会議費	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあつては、主 たる事務所の所在地)	備 考
1	会議室使用料 /	10,600	R6/1/9 /	鎌倉商工会議所 /	鎌倉市御成町17-29 /	
2	会議室使用料 /	10,600	R6/2/20	鎌倉商工会議所 /	鎌倉市御成町17-29 /	
3	スタッフ食事代(7名) /	21,758	R6/3/5 /	AW Kitchen Garden 鎌倉	鎌倉市由比ガ浜2-4-43 /	
4	会議室使用料 /	10,600	R6/3/29 /	鎌倉商工会議所	鎌倉市御成町17-29 /	
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
こ の 頁 の 小 計		53,558	/			
そ の 他 の 支 出		89,374	/			
合 計		142,932	/			

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		1. 組織活動費	
					旅費交通費	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主 たる事務所の所在地)	備 考
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	こ の 頁 の 小 計	0				
	そ の 他 の 支 出	97,500				
	合 計	97,500				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		1. 組織活動費	
					渉外費	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備 考
1	賀詞交歓会会費	12,000	R6/1/3	栄区食品衛生協会	横浜市栄区笠間2-6-7	
2	新年会会費	12,000	R6/2/3	鎌倉国際華道協会	鎌倉市雪ノ下2-1-31	
3	登録料	11,000	R6/3/13	(公社)鎌倉青年会議所	鎌倉市御成町17-29	
4	年会費	12,000	R6/4/18	(公社)神奈川県地方自治研究センター	横浜市南区高根町1-3神奈川県地域労働文化会館4F	
5	年会費	12,000	R6/5/2	八幡宮前振興会	鎌倉市二階堂93-14	
6	年会費	24,000	R6/5/17	(公社)鎌倉市観光協会	鎌倉市御成町1-12	
7	年会費	12,000	R6/6/24	鎌倉深沢商工クラブ	鎌倉市御成町18-10	
8	議員会員費	55,000	R6/9/3	NPO法人ドットジェット	東京都千代田区麹町2-10-2-304	
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	こ の 頁 の 小 計	150,000				
	そ の 他 の 支 出	627,219				
	合 計	777,219				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		4. 宣伝事業費	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	宣伝広告費	備 考
					支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	
1	著作物利用料 /	22,000	R6/1/15	㈱神奈川新聞社	横浜市中区太田町2-23 /	
2	著作物利用料	22,000	R6/1/24	㈱中日新聞社 /	東京都千代田区内幸町2-1-4 /	
3	著作物利用料	11,000	R6/3/14	㈱神奈川新聞社 /	横浜市中区太田町2-23 /	
4	記事利用料	13,200	R6/4/16	㈱読売新聞東京本社 /	東京都千代田区大手町1-7-1 /	
5	著作物利用料	22,000	R6/5/15	㈱神奈川新聞社 /	横浜市中区太田町2-23 /	
6	著作物利用料	44,000	R6/7/23	㈱神奈川新聞社 /	横浜市中区太田町2-23 /	
7	著作物利用料	22,000	R6/10/10	㈱神奈川新聞社 /	横浜市中区太田町2-23 /	
8	著作物利用料	22,000	R6/11/27	㈱中日新聞社 /	東京都千代田区内幸町2-1-4 /	
9	記事利用料	15,400	R6/12/5	㈱読売新聞東京本社 /	東京都千代田区大手町1-7-1 /	
10	著作物利用料	11,000	R6/12/5	㈱神奈川新聞社 /	横浜市中区太田町2-23 /	
11	著作物利用料	22,000	R6/12/23	㈱中日新聞社 /	東京都千代田区内幸町2-1-4 /	
12	朝日新聞記事利用料	16,500	R6/12/23	マネーフォワード・ケッサイ㈱ /	東京都港区芝浦3-1-21 /	
13	著作物利用料 /	11,000	R6/12/26	㈱神奈川新聞社 /	横浜市中区太田町2-23 /	
14						
15						
	こ の 頁 の 小 計	254,100	/			
	そ の 他 の 支 出	5,170	/			
	合 計	259,270	/			

(その17)

資 産 等 の 状 況

1 資産等の総括表

資 産 等 の 有 無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土 地	☐	☒	
イ 建 物	☐	☒	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	☐	☒	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	☐	☒	
オ 預金（普通預金及び当座預金を除く。） 又は貯金（普通貯金を除く。）	☐	☒	
カ 金 銭 信 託	☐	☒	
キ 有 価 証 券	☐	☒	
ク 出 資 に よ る 権 利	☐	☒	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	☐	☒	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	☐	☒	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	☐	☒	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	☐	☒	

宣 誓 書

添付書類（別添のとおり）

- ☒ 1 領収書等の写し
- ☐ 2 監査意見書（政党及び政治資金団体に限る。）
- ☒ 3 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和7年 5月 16日

政治団体の名称 早稲田夕季後援会

会計責任者の氏名 早稲田 摂生



代表者の氏名 （代表者については解散時のみ記入すること）

政治資金監査報告書

令和7年5月15日

早稲田夕季後援会
代表 早稲田 夕季 殿



登録政治資金監査人 矢野 直子
登録番号 第 5913 号
研修完了年月日 令和6年10月2日

1 監査の概要

- (1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、早稲田夕季後援会の令和6年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。
- (2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。
- (3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。
- (4) この政治資金監査は、早稲田夕季後援会の作業スペースにおいて行った。

2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

- (1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書が保存されていた。
- (2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

(3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書に基づいて支出の状況が表示されていた。

(4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、振込明細書に係る支出目的書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

3 業務制限

早稲田夕季後援会と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。

また、早稲田夕季後援会と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以 上